

千葉県地域再犯防止推進モデル事業 生活支援調整関係機関会議設置要綱

令和元年5月9日制定

(設置)

第1条 地域再犯防止推進モデル事業において、犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制の検証を行うため、生活支援調整関係機関会議(以下、「ケース会議」という。)を設置する。

なお、関係機関会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 ケース会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者の選定及びその者からの同意に関すること。
- (2) 支援対象者へのアセスメントの実施及び支援方針の決定に関すること。
- (3) 支援方針に基づく支援機関との調整に関すること。
- (4) 支援終結の判定、案件の整理分析及び報告例の作成に関すること。

(委員の選任)

第3条 ケース会議の委員は、別表の関係機関が選任する者をもって充てる。

2 委員の任期は、選任の日から、令和3年3月31日までとする。

(組織)

第4条 ケース会議に議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、ケース会議の議事を進行する。

(会議)

第5条 ケース会議は、健康福祉部健康福祉指導課長が委員を招集し開催する。

2 健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(報酬等)

第6条 委員が協議会に出席した場合は、行政機関に所属する委員を除き、県の規定により報酬及び旅費を支給する。前条第2項の規定による出席者も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は健康福祉部健康福祉指導課に置く。

(守秘義務)

第8条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ケース会議の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

別 表

種別	関係機関・団体等の名称
相談支援機関	中核地域生活支援センター（(特非) 長生・夷隅地域のくらしを支える会）
	地域生活定着支援センター（(特非) 生活サポート千葉）
	千葉県弁護士会
行政機関	東京矯正管区更生支援企画課
	千葉保護観察所
	千葉地方検察庁
	千葉市保健福祉局地域福祉課
	千葉県健康福祉部健康福祉指導課